

監査公表第23号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和元年12月9日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江洋行

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
教育部（小中学校）
八名小学校、庭野小学校、鳳来中部小学校、鳳来東小学校、
八名中学校、鳳来中学校

第3 監査に当たった監査委員
近藤隆、下江洋行（ただし、令和元年11月11日までは滝川健司）

第4 監査の期間
令和元年8月27日～令和元年12月9日

第5 監査の方法
令和元年度の監査実施計画に基づき上記小中学校に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、各学校の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

教育部

【小中学校】

指摘事項

公有財産に関する調書において、取得価格が未記入となっているものが散見された。新城市が公表している新城市財務書類（固定資産一覧表）と整合が図れるよう、教育総務課と情報共有を図り適切な資産管理をされたい。

意見

- 1 防犯、防災について定期的な訓練の積み重ねが行われていることが確認できた。今後はこれにバリエーションを持たせ、無事故無災害のための訓練計画を策定されたい。
- 2 備品管理について現品と物品一覧の照合をし、不整合なものがないよう適正な管理をされたい。
- 3 空調機が設置されることにより、教室が密閉されてインフルエンザなどが蔓延することが懸念される。今後、空調機の運用方法、自然換気等の空調管理の手順書を整備されたい。